



発行所 ☎730-0012
広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島県支部
TEL (082) 228-8250
印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号
有限会社 潮流社
TEL (082) 232-5616

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 12月号

広島労働局・建災防広島県支部 合同現場パトロール

—建設業年末年始労働災害防止強調期間に実施—

建設業年末年始労働災害防止強調期間（令和4年12月1日～令和5年1月15日）の始まった12月2日に広島労働局・建災防広島県支部合同現場パトロールを実施しました。今回は、広島市南区で大林組・広成建設JVが施工する「広島駅南口ビル新築他工事」の現場をパトロールしました。

当日は、広島労働局より阿部労働局長をはじめ4名、建災防広島県支部から檜山支部長、常任委員と事務局など6名の合計10名が参加しました。

工事事務所に集合された参加者を前に阿部労働局長が「広島県内の労働災害の発生状況は、休業4日以上の死傷災害は12%減少しているが、死亡災害は全産業で24人と倍増しており、憂慮すべき事態となっている。このような状況を踏まえ「死亡災害多発警報」を県内の事業者、労働者及び関係者に対して発令した。年末年始に向け、基本に立ち返り、死亡災害の撲滅に取組みましょう」と挨拶されました。

続いて、檜山建災防広島県支部長が「当現場は広島県の玄関口として注目されており、厳しい作業環境の中で継続的な安全衛生活動に取り組み、労働災害防止の推進を図って欲しい」と呼びかけました。

次に、当該工事を含む「広島新駅ビル」事業概要を発注者の西日本旅客鉄道㈱広島工務所より説明があり、工事を担当される広島駅南口ビル新築工事特定建設共同企業体より、工事概要、作業の進捗状況、今後の工程、安全方針、パトロール実施要領等の説明を受けた後、現場へ向かいました。

現場は、鉄骨ラーメン造、地上20階、地下2階の構造、用途は商業施設、映画館、ホテル、駐車場、駐輪場の新築工事で、2階フロアは路面電車乗降場が計画されています。当日は、西棟、東棟に区分けされた箇所で作業が行われており、それぞれの箇所の作業状況や安全対策を確認しました。

その後、併設されている展望デッキにおいて「局長の囲み取材」、朝礼場へ移動して阿部広島労働局長より作業に従事する職員、作業の方々へ「激励の言葉」がありました。

パトロール後の講評において、現場は安全通路の確保、整理整頓は良好で、墜落・転落、飛散防止対策も適切に行われていました。また、第三者等に対する動線の切替が多いと思われるが良く管理されていたと高い評価がありました。広島労働局より、時間、場所など規制の多い中、整理整頓、作業管理が行き届いている。市民の注目度も高いので、いい緊張感をもって事故を未然に防ぎ、無事故無災害を継続してもらいたいとの要望がありました。

パトロール開催にご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、広島駅ビル事業の早期完成と当該工事の無事故・無災害の継続をお願いしました。



（現場のパトロール状況）



（広島労働局長「激励の言葉」）

目次

- 広島労働局・建災防広島県支部 合同現場パトロール・・・1
—建設業年末年始労働災害防止強調期間に実施—
- 広島県内で労災死亡事故が多発しています・・・2
広島労働局 死亡災害多発警報の発令（要請）!!
- 死亡災害多発警報発令中における取組事項・・・3
- 広島労働局 雇用環境・均等室長より要請がありました・・・4
冬期における年次有給休暇取得の推進について

次

- 新しい働き方・休み方を実践するために・・・5
年次有給休暇を上手に活用しましょう。
- 第60回全国建設業労働災害防止大会（広島大会）・・・6
研究論文募集!!
- 労働災害発生状況・・・7
- 令和4年度講習計画・・・8

広島県内で労災死亡事故が多発しています

広島労働局 死亡災害多発警報の発令(要請)!!

広労発基 1201 第1号
令和4年12月1日
広島労働局長

趣旨**死亡災害多発警報**

広島労働局管内においては、本年、11月末日時点で24人(速報値)の尊い生命が失われ、過去最少であった昨年(死亡11人)から一転、大幅に増加しております。

これらの災害発生状況からは、安全な作業計画、作業設備の不備や安全教育の不徹底など、基本的な安全措置がとられていなかったことが一因と推定されます。

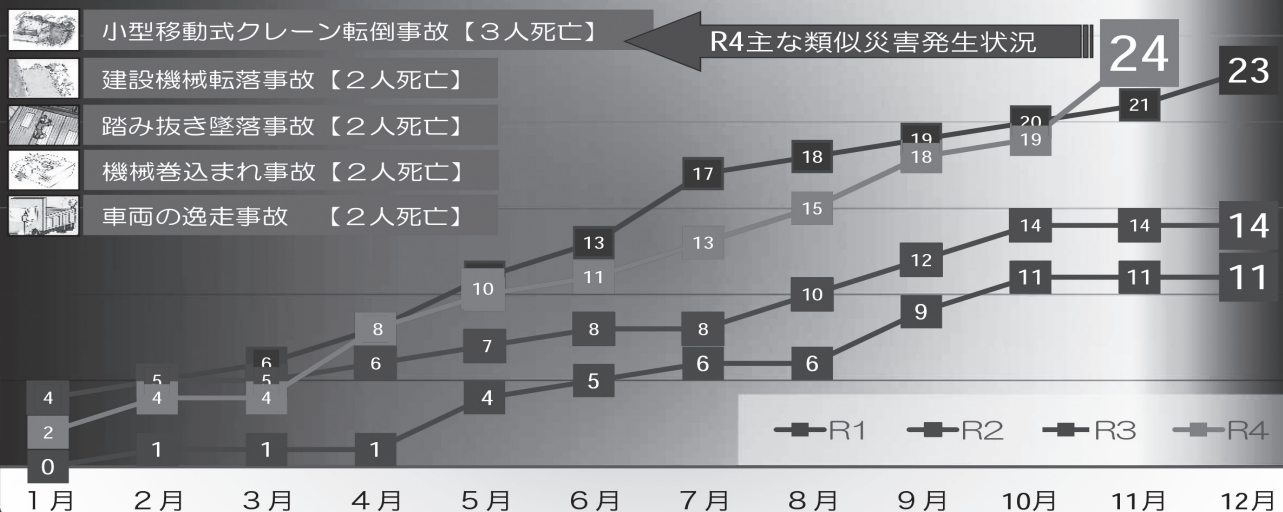
かかる事態を受け、広島労働局では「死亡災害多発警報」を発令し、県内の事業者、労働者及び関係者に対し取組をお願いすることといたしました。

広島県内で 労災死亡 事故が多発しています

広島労働局 死亡災害多発警報発令!!

警報発令期間中の取組事項は裏面を参照。
期間：令和4年12月1日～令和5年1月15日

広島県内で労災死亡事故が多発しています。令和4年(11月末)の死亡事故では、類似災害の発生が多く、基本ルールが守られていない事例も少なくありません。年末年始に向け、基本に立ち返り、広島県全体で死亡災害の撲滅に取り組ましましょう。

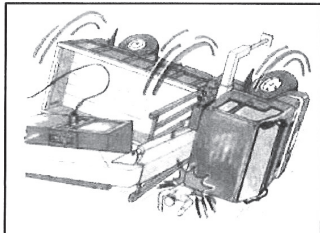


死亡災害多発警報発令中における取組事項

発令期間：令和4年12月1日～令和5年1月15日

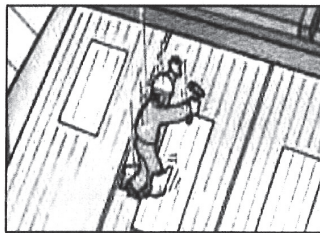
広島労働局では、令和4年に労災死亡事故が多発している状況を鑑み、令和4年12月1日から令和5年1月15日までを「死亡災害多発警報発令中における取組期間」と定め、集中的な災害防止対策の取組を行うこととします。特に、類似災害を防止するため、以下の5つのポイントを重点に対策強化を図ってください。

イラスト（厚生労働省職場のあんぜんサイトより）

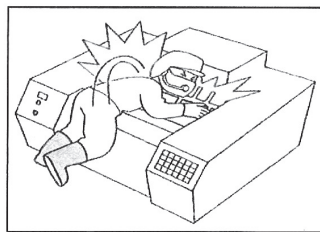


類似の死亡災害事例

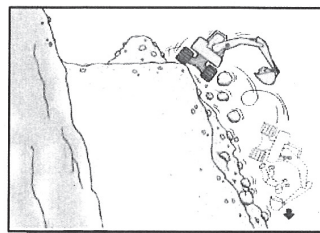
- ① クレーン機能付きドラグ・ショベルで生コンホッパーを吊っていたところ、過荷重となり車両が転倒。
- ② 2.6 t 吊の積載型トラッククレーンで、約1 t の荷降し作業中に過荷重となり、車両が横転し、約16 m 下に転落。



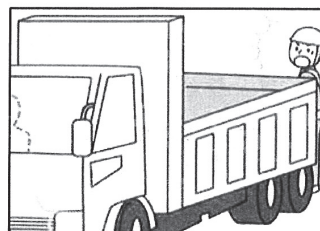
- ① 工場の屋根修理のため、清掃作業をしていた作業者が、樹脂製波板とスレートの境界部を踏み抜き墜落。
- ② 作業の様子を写真撮影するため、屋根に上がり、棟の鋼板上に乗った際に足を踏み外し、明取り用のポリカーボネート製の折板を踏み抜いて約8 m 下に墜落。



- ① コンベヤーの清掃作業中、運転しながら調整作業が行われていた隣接するコンベヤーに巻き込まれた。
- ② 加工機械のトラブル対応のため、前屈みになって機械を叩こうとした際、作業衣が機械に巻き込まれた。



- ① 災害復旧工事において、つかみ機で伐倒木等の運搬作業を行っていたところ、路肩が崩れて車両が斜面約3 m を転落。
- ② 採石場において、ダンプカーで砕石材の運搬作業を行っていた際に車両が約20 m 下の地面まで転落。



- ① 坂道にトラックを停車し、車両の後方で荷卸し準備をしていた際に車両が逸走し、後方に停車していた別のトラックとの間に挟まれた。
- ② 傾斜地にダンプを止め、エンジンを切って車外に出た直後、ダンプが逸走し始め、止めようとした被災者が運転席とドアの間に挟まれた。

類似災害防止のための5つのポイント

1 移動式クレーン・重機による転倒災害の防止

アウトリガーは最大張出し、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で使用するとともに、路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者配置し、運転者にはシートベルトを使用させること。

2 踏み抜き災害の防止

スレート、塩化ビニール等の踏み抜きのおそれのある材料で構成された屋根、天井等での作業は、幅30 cm 以上の歩み板、安全ネット等の踏み抜き防止措置を使用させること。

3 機械巻き込まれ災害の防止

作業服、作業帽の衣服等が巻き込まれる危険のある機械の回転部分には、覆い、囲い等を設けること。

4 安全衛生教育の徹底

労働者に対して、雇入れ時や作業内容変更時等に、安全衛生教育を確実に実施すること。

5 交通車両等災害の防止

過労運転を防止するため、十分な休息・睡眠時間に配慮した走行管理を行うこと。また、降車時には、逸走防止措置4点セット（パーキングブレーキ、エンジン停止、ギアロック、輪止め）を確実にすること。

詳細はこちらで検索

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/oshirase/anzen_eisei_00009.html

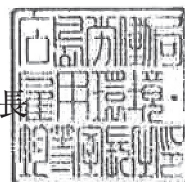


広島労働局 雇用環境・均等室長より要請がありました 冬期における年次有給休暇取得の推進について

広労雇均発1124第1号
令和4年11月24日

各 位

広島労働局雇用環境・均等室長



冬季における年次有給休暇の取得促進について（広報依頼）

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和4年10月28日公表の「令和4年就労条件総合調査」の結果によると、令和3年に58.3%と前年より1.7ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

なお、広島県は、令和3年に53.7%（令和4年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成）と全国平均より4.6ポイント低く、前年より0.7ポイント減少しています。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上OfYear年休が付与される労働省に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休（※2）については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため、厚生労働省では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この冬における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行って行くこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスターを掲示していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、本ポスター・リーフレットは、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

新しい
働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に
活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。
労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

第60回全国建設業労働災害防止大会（広島大会） 研究論文募集 !!

当協会では、来年度『第60回全国建設業労働災害防止大会』（以下「大会」という。）を広島市で開催するにあたり、研究論文（以下「論文」という。）を募集します。

採用となった論文については、「第60回全国建設業労働災害防止大会研究論文集（CD-ROM）」に収録し、参加者（オンライン含む）へ提供します。

また、採用論文の中から各専門部会委員会の審査で選ばれたものについては、大会2日目の各専門部会において、ご自身による壇上発表の機会を設けています。

1. 応募要領

(1) 応募資格

原則として会員企業とする。

ただし、建設業の安全衛生管理活動は、元請業者と専門工事業者が協力して実施していることから、会員企業の安全衛生協力会等も対象とする。

(2) 論文の主なテーマ

次の①～⑪の応募区分により、日常の安全衛生管理活動等の創意・工夫により、実際に成果を上げたものとする。ただし、未発表のものに限る。

- ① リスクアセスメントの実施に関する活動
- ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する活動
- ③ 創意・工夫により成果を上げた日常の安全衛生管理手法等
 - (ア) 安全衛生管理体制の確立と運用等
 - (イ) 作業方法・作業手順等の改善
 - (ウ) 安全施工サイクル、KY活動、ヒヤリハット活動、不安全行動防止活動等
 - (エ) 安全パトロール、安全衛生点検等の活動
 - (オ) 「安全の見える化」等による労働災害防止活動
- ④ 安全衛生教育の実施
- ⑤ 工法、機械、設備等の工夫・改善による安全性の向上
 - (ア) ICT施工等の工法、設備、機械・機材等の考案・開発等
 - (イ) 「解体作業における石綿対策」、「新型コロナウイルス感染症予防対策」、「ヒューマンエラー対策」、「熱中症対策」、「快適職場づくり」等の創意・工夫
- ⑥ 外国人労働者に対する安全衛生管理活動

- ⑦ 専門工事業者の安全衛生管理活動
- ⑧ 低層住宅建築工事における安全衛生管理活動
- ⑨ 自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止活動
- ⑩ 健康保持増進・メンタルヘルス対策
- ⑪ 安全衛生協議会等による安全衛生管理活動

2. 応募先等

(1) 応募先・お問合せ先

建設業労働災害防止協会 本部
業務部広報課
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2
安全衛生総合会館 7階
Tel 03-3453-8202
Fax 03-3456-2458

(2) 応募締切日

令和5年1月13日（金）必着

3. その他

応募の詳細は、当協会ホームページ（<https://www.kensaibou.or.jp/>）に掲載いたします。



令和3年・令和4年 建設業における事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（令和4年10月末）

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	爆発 火災	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 3 年	(1) 86		10	17	5	18	28	22	2	1		1	1	(1) 13	18	39	(2) 291
令和 4 年	(2) 66	(1) 25		14	19	5	12	26	26	1	4	1	1	(1) 8	13	61	(4) 282

（ ）内は、死亡で内数

令和3年・令和4年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（令和4年10月末）

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和 3 年			令和 4 年			増減数	令和 3 年			令和 4 年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	2	912	914	4	1,566	1,570	656		86	86	2	88	90	4	4.7	5.7
呉	1	272	273	1	612	613	340		28	28		27	27	-1	-3.6	4.4
福 山	3	548	551	4	1,001	1,005	454	1	54	55	1	43	44	-11	-20.0	4.4
三 原		130	130	1	373	374	244		14	14		16	16	2	14.3	4.3
尾 道		165	165	2	256	258	93		15	15		18	18	3	20.0	7.0
三 次		155	155	1	347	348	193		24	24		9	9	-15	-62.5	2.6
広 島 北	2	382	384	4	647	651	267	1	42	43		38	38	-5	-11.6	5.8
廿 日 市	1	253	254	2	539	541	287		26	26	1	39	40	14	53.8	7.4
合 計	9	2,817	2,826	19	5,341	5,360	2,534	2	289	291	4	278	282	-9	-3.1	5.3

令和4年 建設業死亡災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（令和4年10月末）

No.	発生月	業 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	1 月	建設業	作業員・技能者	男	40代	7年	転 倒	移動式クレーン	移動式クレーン機能付きドラグ・ショベルで生コンクリートを入れたホッパーを吊って、約2m下の型枠に生コンクリートを打設しようとしていたところ、ドラグ・ショベルが転倒し、運転者がキャビンとコンクリート擁壁に挟まれた。
2	4 月	建設業	作業員・技能者	男	60代	1年	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた	工場屋根修理に伴い、箒などで土ぼこりを清掃していた労働者が樹脂製波板とスレートの重ね合わせ（境界）部を踏み抜き墜落した。
3	4 月	建設業	作業員・技能者	男	60代	40年	交通事故	トラック	資材置き場の前（傾斜地）に3tダンプを止め、エンジンを切って、車外に出た直後、当該ダンプが逸走し始め、それを止めようと被災者が運転席に乗り込もうとしたところ、ダンプが壁に激突した衝撃で運転席とドアの間に被災者が挟まれた。
4	4 月	建設業	作業員・技能者	男	10代	1年	墜落・転落	建築物構築物	防音シートを足場の外側に張るため、建物最上部の看板の天端（H鋼ウェブ上、幅約25cm、屋上からの高さ約5.9m）から垂らしたヒモに、防音シート3枚を結び、引き上げていた際、看板の天端から5.9m下の屋上に転落した。

建設業労働災害防止協会広島県支部

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する行政からの取組要請があった場合は、中止、または延期する場合があります、ご協力をお願いします。

令和4年度講習計画 (令和4年12月～令和5年2月末までの計画)

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	酸素欠乏・硫化水素危険	実施場所	受付分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会
12月20日～21日	広島市	支部	2月17・18・20日	広島市	支部	1月19日～20日	広島市	支部
2月20日～21日	福山市	福山						
			地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会			
建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会	2月7日～9日	広島市	支部			
1月30日～31日	広島市	支部						

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会
12月16日	広島市	支部	1月12日	福山市	福山	1月20日	呉市	呉
2月14日	広島市	支部						
			フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会			
低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	12月13日	呉市	呉			
1月20日	呉市	呉	1月25日	広島市	支部			

統括・職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	足場能力向上教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会
1月19日～20日	福山市	福山	足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	12月13日	福山市	福山
1月23日～24日	広島市	広島	2月22日	広島市	支部	2月16日	広島市	広島
2月16日～17日	呉市	呉						
			斜面点検者教育	実施場所	受付分会			
木建解体作業指揮者教育	実施場所	受付分会	1月17日	広島市	支部			
2月2日	福山市	福山						

令和4年度登録講習計画 (令和4年12月～令和5年3月末までの計画)

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

日 程	実施場所	受付分会	日 程	実施場所	受付分会
2月27日～28日	広島市	支部	3月6日～7日	広島市	支部

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付は、講習日の2ヶ月前の当日からです。
詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。



建災防広島県支部 (082) 228-8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228-8252
呉分会 (0823) 22-6886
福山分会 (084) 924-4320

三原分会 (0848) 63-9920
尾道分会 (0848) 22-8918

三次分会 (0824) 62-4391
廿日市分会 (0829) 31-0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <https://www.jcosh-hiroshima.jp/>
建災防広島県支部広島分会 <https://www.jcosh-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
建災防広島県支部福山分会 <https://jcosh-fukubun.org/>
建災防広島県支部三次分会 <https://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>